

愛知県情報共有運用ガイドライン 令和2年3月（令和3年3月一部改訂）変更比較表

ページ	記述内容	変更後	変更前	備考																								
4	第2章 対象工事	<p>表 2-1 情報共有システムの利用対象工事</p> <table border="1" data-bbox="577 331 1122 624"> <thead> <tr> <th>発注機関</th> <th>対象工事</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>建設局及び<u>都</u> <u>市・交通局</u></td> <td>令和2年4月以降に契約するすべての工事</td> </tr> <tr> <td>建築局</td> <td>契約図書等で指定された工事</td> </tr> <tr> <td>農業水産局及び農林基盤局</td> <td>契約図書等で指定された工事</td> </tr> <tr> <td>企業庁</td> <td><u>令和3年4月以降に契約するすべての工事</u></td> </tr> <tr> <td>その他の機関</td> <td>契約図書等で指定された工事</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 次の工事はシステム利用の対象外とすることができる。</p> <p>① 電子納品を行わない工事（指示票工事等）</p> <p>② やむを得ない事情がある場合は、契約後の事前協議において監督員と協議し対象外とすることができる。具体例として、以下の場合が挙げられる。</p> <p>ア 山間・海上等、現場の通信回線が確保できずシステムの利用が困難な場合</p> <p><u>イ 災害復旧など緊急対応が必要な場合や、工期が著しく短い場合（概ね1ヶ月程度を目安とするが施工内容等により個別に判断してよい）など、システムの利用申込手続きや通信回線等の準備に合った生産性向上が期待できない場合</u></p> <p><u>ウ 施工場所や受注者及び発注者所在地の位置関係等により、明らかに生産性向上が期待できない場合</u></p>	発注機関	対象工事	建設局及び <u>都</u> <u>市・交通局</u>	令和2年4月以降に契約するすべての工事	建築局	契約図書等で指定された工事	農業水産局及び農林基盤局	契約図書等で指定された工事	企業庁	<u>令和3年4月以降に契約するすべての工事</u>	その他の機関	契約図書等で指定された工事	<p>表 2-1 情報共有システムの利用対象工事</p> <table border="1" data-bbox="1182 331 1742 592"> <thead> <tr> <th>発注機関</th> <th>対象工事</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>建設局及び<u>都</u> <u>市整備局</u></td> <td>令和2年4月以降に契約するすべての工事</td> </tr> <tr> <td>建築局</td> <td>契約図書等で指定された工事</td> </tr> <tr> <td>農業水産局及び農林基盤局</td> <td>契約図書等で指定された工事</td> </tr> <tr> <td>企業庁</td> <td><u>契約図書等で指定された工事</u></td> </tr> <tr> <td>その他の機関</td> <td>契約図書等で指定された工事</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 次の工事はシステム利用の対象外とすることができる。</p> <p>① 電子納品を行わない工事（指示票工事等）</p> <p>② やむを得ない事情がある場合は、契約後の事前協議において監督員と協議し対象外とすることができる。具体例として、以下の場合が挙げられる。</p> <p>ア 山間・海上等、現場の通信回線が確保できずシステムの利用が困難な場合</p> <p><u>イ 施工場所や受注者及び発注者所在地の位置関係等により、明らかに生産性向上が期待できない場合</u></p>	発注機関	対象工事	建設局及び <u>都</u> <u>市整備局</u>	令和2年4月以降に契約するすべての工事	建築局	契約図書等で指定された工事	農業水産局及び農林基盤局	契約図書等で指定された工事	企業庁	<u>契約図書等で指定された工事</u>	その他の機関	契約図書等で指定された工事	<p>組織改編に伴う変更</p> <p>企業庁の全面的な利用開始に伴う変更</p> <p>実績等を踏まえて、生産性向上が期待できない具体例を列記</p>
発注機関	対象工事																											
建設局及び <u>都</u> <u>市・交通局</u>	令和2年4月以降に契約するすべての工事																											
建築局	契約図書等で指定された工事																											
農業水産局及び農林基盤局	契約図書等で指定された工事																											
企業庁	<u>令和3年4月以降に契約するすべての工事</u>																											
その他の機関	契約図書等で指定された工事																											
発注機関	対象工事																											
建設局及び <u>都</u> <u>市整備局</u>	令和2年4月以降に契約するすべての工事																											
建築局	契約図書等で指定された工事																											
農業水産局及び農林基盤局	契約図書等で指定された工事																											
企業庁	<u>契約図書等で指定された工事</u>																											
その他の機関	契約図書等で指定された工事																											
6	<p>3-2 契約図書における明示</p> <p>(2) 周知のための明示</p>	<p>(2) 周知のための明示 【令和2年4月以降に契約する建設局及び<u>都</u><u>市・交通局</u>の対象工事】</p>	<p>(2) 周知のための明示 【令和2年4月以降に契約する建設局及び<u>都</u><u>市整備局</u>の対象工事】</p>	<p>組織改編に伴う変更</p>																								



愛知県情報共有運用ガイドライン 令和2年3月（令和3年3月一部改訂）変更比較表

ページ	記述内容	変更後	変更前	備考
8	④使用する電子データの制限	<p>ア 受発注者間における電子データの交換は、電子納品要領に定められた共通形式（PDF、SFC、SFZ等）を基本とし、その他の形式（Word、Excel等）は事前協議で定める※。</p> <p>イ 工事打合簿への添付資料は、1ファイルにつき50MB以下を標準とし、必要に応じて事前協議で変更する。</p> <p>※電子納品要領に定められた共通形式とする理由は、受発注者だけでなく、関連工事の受注者、将来移管となった場合の市町村等が、多様なソフトウェアで扱えるよう配慮するためである。また、長期にわたり管理する施設では、数十年後でも対応ソフトウェアが存在し得るファイル形式とする必要がある。事前協議においては、工事や目的物の性質、書類の重要度等を考慮しつつ、生産性に配慮して柔軟にファイル形式を設定すること。</p>	<p>ア 受発注者間における電子データの交換は、電子納品要領に定められた共通形式（PDF、SFC、SFZ等）を基本とし、その他の形式（Word、Excel等）は事前協議で定める。</p> <p>イ 工事打合簿への添付資料は、1ファイルにつき50MB以下を標準とし、必要に応じて事前協議で変更する。</p>	補足説明を追加
10	3-4 情報共有システム利用の準備	<p>(2) システムの利用案内及び申込み</p> <p>① 工事契約を締結すると、発注者がシステムへ契約情報を提供し、受注者へ「案件登録のお知らせ」メールが送付される（このメールは、建設工事の<u>入札参加資格審査申請時に登録した営業所のE-mailアドレス</u>へ送られます）。</p>	<p>(2) システムの利用案内及び申込み</p> <p>① 工事契約を締結すると、発注者がシステムへ契約情報を提供し、受注者へ「案件登録のお知らせ」メールが送付される（このメールは、建設工事の<u>入札参加資格審査申請時のメールアドレス</u>へ送られます）。</p>	表現の見直し
13	3-5-3 受注者による発議	<p>⑤ 工事打合簿及び添付書類には個人情報等は記載せず匿名化を基本とする。匿名化した情報は別途資料として暗号化のうえ共有し、完了時は紙資料として納品する。<u>関係者全員がログイン時にワンタイムパスワードを利用する工事はこの限りではない。</u></p>	<p>⑤ 工事打合簿及び添付書類には個人情報等は記載せず匿名化を基本とする。匿名化した情報は別途資料として暗号化のうえ共有し、完了時は紙資料として納品する。</p>	個人情報等匿名化について一部見直し

愛知県情報共有運用ガイドライン 令和2年3月（令和3年3月一部改訂）変更比較表

ページ	記述内容	変更後	変更前	備考
13	3-5-3 受注者による発議	<p>(2) 添付書類の取扱い</p> <p>① 添付書類は、原則として A4 又は A3 サイズの印刷を前提とした PDF 形式とする。<u>事前協議において、PDF 形式以外のファイル形式を認めた場合は、この限りではない。</u></p> <p>(3) 添付資料を紙資料とする方法</p> <p>① 添付資料を紙資料とできる場合</p> <p>ア &lt;略&gt;</p> <p>イ &lt;略&gt;</p> <p>ウ 個人情報等の秘密を要する情報を紙資料として提出する場合（「(5) 個人情報等の匿名化」を参照）。</p>	<p>(2) 添付書類の取扱い</p> <p>① 添付書類は、原則として A4 又は A3 サイズの印刷を前提とした PDF 形式とする。</p> <p>(3) 添付資料を紙資料とする方法</p> <p>① 添付資料を紙資料とできる場合</p> <p>ア &lt;略&gt;</p> <p>イ &lt;略&gt;</p> <p>ウ 個人情報等の秘密を要する情報は、必要最小限の範囲で紙資料として提出する（「(5) 個人情報等の匿名化」を参照）</p>	<p>事前協議によりPDF形式以外とできることを明記</p> <p>表現の見直し</p>
14		<p>(5) 個人情報等の匿名化</p> <p>①工事打合簿及び添付書類において、個人情報等の秘密を要する情報は匿名化を原則（第三者に関する個人情報は必須）とし、匿名化前の情報は電子成果品にも含めない（表 3-1 に例を示す）。<u>なお、情報共有システムへのログイン時に関係者全員がワンタイムパスワードを利用する工事では、(5)で定める個人情報等の匿名化を行わなくてもよい（特に高度な守秘性が必要な情報を扱う場合は、監督員が個別に判断すること）。</u></p>	<p>(5) 個人情報等の匿名化</p> <p>①工事打合簿及び添付書類において、個人情報等の秘密を要する情報は匿名化を原則（第三者に関する個人情報は必須）とし、匿名化前の情報は電子成果品にも含めない（表 3-1 に例を示す）。</p>	<p>個人情報等匿名化について一部見直し</p>

愛知県情報共有運用ガイドライン 令和2年3月（令和3年3月一部改訂）変更比較表

ページ	記述内容	変更後	変更前	備考
15		<p>(6) 施工体制台帳の取扱い</p> <p>① システムには施工体制台帳(作業員名簿を除く)の作成支援機能があり、システムで作成した施工体制台帳及び施工体系図を添付して電子提出することができる。</p> <p>② この機能の利用は受注者の任意とし、別途作成した施工体制台帳及び施工体系図のファイルを工事打合簿に添付して提出してもよい。</p>	<p>(6) 施工体制台帳の取扱い</p> <p>① システムには施工体制台帳の作成支援機能があり、システムで作成した施工体制台帳及び施工体系図を添付して電子提出することができる。</p> <p>② この機能の利用は受注者の任意とし、別途作成した施工体制台帳及び施工体系図のファイルを工事打合簿に添付して提出してもよい。</p>	<p>システムの作成支援機能には、建設業法改正で台帳に追加された「作業員名簿」の機能がないため明記</p>
16	3-5-4 発注者による確認	<p>(3) 工事打合簿の確認</p> <p>① 監督員は、工事書類の確認後、「承認」又は「否認」（差戻し）を行う※1。</p> <p>※1：「承認」の場合、上位決裁者等に対して「コメント」欄で伝言することができるほか、参考書類を追加添付してもよい※2。「否認」の場合は「コメント」欄へ必ず理由を入力するほか、必要に応じて指摘事項等を記入したファイルを添付することができる※2。</p> <p>※2：ファイルを添付する際には、PDFファイルではAdobe Acrobat Readerの注釈機能、WordファイルではMicrosoft Wordの校閲機能を利用してもよい。</p>	<p>(3) 工事打合簿の確認</p> <p>① 監督員は、工事書類の確認後、「承認」又は「否認」（差戻し）を行う。</p>	<p>承認又は否認時のコメントやファイル添付について補足</p>
17	3-5-6 特殊な工事書類の処理方法	<p>(1) 建設局及び都市・交通局</p>	<p>(1) 建設局及び都市整備局</p>	<p>組織改編に伴う変更</p>

愛知県情報共有運用ガイドライン 令和2年3月（令和3年3月一部改訂）変更比較表

ページ	記述内容	変更後	変更前	備考
20	3-7-1 情報共有システム 利用時の電子納品対象 物 表 3-3 欄外注記	<p>※2【工事打合簿】</p> <p>① 工事打合簿には工事記録を含む。建設局及び<u>都市・交通局</u>の発注工事では、段階確認報告書、施工状況把握報告書及び材料確認報告書を含む。</p> <p>② 添付書類は<u>PDF形式又は事前協議で認められたファイル形式とするが、必要に応じてPDFファイルの作成元ファイル（オリジナルファイル）を含めることができる（3-5-3(2)②を参照）。</u></p>	<p>※2【工事打合簿】</p> <p>① 工事打合簿には工事記録を含む。建設局及び<u>都市整備局</u>の発注工事では、段階確認報告書、施工状況把握報告書及び材料確認報告書を含む。</p> <p>② 添付書類は<u>PDF形式が原則だが、必要に応じてPDFファイルの作成元ファイル（オリジナルファイル）を含めることができる（3-5-3(2)②を参照）。</u></p>	組織改編に伴う変更、 添付書類を PDF 形式以外 とできるケースを明記
		<p>※3【施工計画書】</p> <p>① <u>施工計画書は、電子成果品のほか印刷物（紙1部）を提出する。提出にあたっては、事前打合せ段階の説明資料を活用するなど、印刷枚数の節減に努める。監督員と協議のうえ、参考資料等の重要度が低い部分の印刷を省略してもよい。</u></p> <p>② <u>情報共有システムで提出した施工計画書は、「MEET」（打合せ簿）フォルダに格納してよい。</u></p>	<p>※3【施工計画書】</p> <p>電子成果品のほか、印刷物（紙1部）を提出する。提出にあたっては、事前打合せ段階の説明資料を活用するなど、印刷枚数の節減に努める。監督員と協議のうえ、参考資料等の重要度が低い部分の印刷を省略してもよい。</p>	
21		<p>※5【SXF(sfc又はsfz)】</p> <p>① &lt;略&gt;</p> <p>② &lt;略&gt;</p> <p>③ 建設局、<u>都市・交通局</u>及び建築局の発注工事では、やむを得ない事情のある場合（発注図面がCAD図面で提供されない場合等）は、監督員と協議のうえ、SXF形式ではなくPDF形式により納品することができる。</p>	<p>※5【SXF(sfc又はsfz)】</p> <p>① &lt;略&gt;</p> <p>② &lt;略&gt;</p> <p>③ 建設局、<u>都市整備局</u>及び建築局の発注工事では、やむを得ない事情のある場合（発注図面がCAD図面で提供されない場合等）は、監督員と協議のうえ、SXF形式ではなくPDF形式により納品することができる。</p>	組織改編に伴う変更
		<p>※7【品質・出来形管理資料】</p> <p>① <u>事前協議により電子納品対象とする場合の格納フォルダは「MEET」（打合せ簿）フォルダとする。</u></p> <p>② <u>打合せ簿を付けず完了時に提出する書類は、システムの「書類の提出・決裁」機能ではなく、「納品物を作る」機能を用いて「MEET」（打合せ簿）フォルダへ直接格納する。</u></p>	<p>(新規)</p>	

愛知県情報共有運用ガイドライン 令和2年3月（令和3年3月一部改訂）変更比較表

ページ	記述内容	変更後	変更前	備考																								
26	第4章 積算上の取扱い	<p>システム利用料の積算上の取扱いは次のとおりである。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>発注機関</th> <th>積算上の取扱い</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>建設局及び <u>都市・交通局</u></td> <td>共通仮設費の率計上分（技術管理費） に含む</td> </tr> <tr> <td>建築局</td> <td>共通仮設費に積み上げ計上（発注者が システム利用を指定する場合に限る）</td> </tr> <tr> <td>農業水産局 及び農林基 盤局</td> <td>共通仮設費の率計上分（技術管理費） に含む</td> </tr> <tr> <td>企業庁</td> <td>共通仮設費の率計上分（技術管理費） に含む</td> </tr> <tr> <td>その他の機 関</td> <td>発注機関の積算基準に基づく</td> </tr> </tbody> </table>	発注機関	積算上の取扱い	建設局及び <u>都市・交通局</u>	共通仮設費の率計上分（技術管理費） に含む	建築局	共通仮設費に積み上げ計上（発注者が システム利用を指定する場合に限る）	農業水産局 及び農林基 盤局	共通仮設費の率計上分（技術管理費） に含む	企業庁	共通仮設費の率計上分（技術管理費） に含む	その他の機 関	発注機関の積算基準に基づく	<p>システム利用料の積算上の取扱いは次のとおりである。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>発注機関</th> <th>積算上の取扱い</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>建設局及び<u>都 市整備局</u></td> <td>共通仮設費の率計上分（技術管理費） に含む</td> </tr> <tr> <td>建築局</td> <td>共通仮設費に積み上げ計上（発注者が システム利用を指定する場合に限る）</td> </tr> <tr> <td>農業水産局及 び農林基盤局</td> <td>共通仮設費の率計上分（技術管理費） に含む</td> </tr> <tr> <td>企業庁</td> <td>共通仮設費の率計上分（技術管理費） に含む</td> </tr> <tr> <td>その他の機関</td> <td>発注機関の積算基準に基づく</td> </tr> </tbody> </table>	発注機関	積算上の取扱い	建設局及び <u>都 市整備局</u>	共通仮設費の率計上分（技術管理費） に含む	建築局	共通仮設費に積み上げ計上（発注者が システム利用を指定する場合に限る）	農業水産局及 び農林基盤局	共通仮設費の率計上分（技術管理費） に含む	企業庁	共通仮設費の率計上分（技術管理費） に含む	その他の機関	発注機関の積算基準に基づく	組織改編に伴う変更
発注機関	積算上の取扱い																											
建設局及び <u>都市・交通局</u>	共通仮設費の率計上分（技術管理費） に含む																											
建築局	共通仮設費に積み上げ計上（発注者が システム利用を指定する場合に限る）																											
農業水産局 及び農林基 盤局	共通仮設費の率計上分（技術管理費） に含む																											
企業庁	共通仮設費の率計上分（技術管理費） に含む																											
その他の機 関	発注機関の積算基準に基づく																											
発注機関	積算上の取扱い																											
建設局及び <u>都 市整備局</u>	共通仮設費の率計上分（技術管理費） に含む																											
建築局	共通仮設費に積み上げ計上（発注者が システム利用を指定する場合に限る）																											
農業水産局及 び農林基盤局	共通仮設費の率計上分（技術管理費） に含む																											
企業庁	共通仮設費の率計上分（技術管理費） に含む																											
その他の機関	発注機関の積算基準に基づく																											
27	第5章 情報管理体制 5-3 情報の機密保持	<p>(3) その他</p> <p>① 機密性の高い情報（個人情報、事業執行に影響を与える情報等）をシステムに登録する場合は、<u>「3-5-3(5) 個人情報等の匿名化」の規定に従い、ワンタイムパスワードの利用又はパスワードによる暗号化を行うこと。</u></p>	<p>(3) その他</p> <p>① 機密性の高い情報（個人情報、事業執行に影響を与える情報等）をシステムに登録する場合は、パスワードによる暗号化を行うこと。</p>	3-5-3(5)の記述との整合																								